令和９年度
岐阜県立恵那特別支援学校高等部入学志願者募集要項

１　募集する学科、学年及び入学定員

部	課程	学科	学年	入学定員
高等部	全日制の課程	普通科	第１学年	おって、県教育委員会において決定する。

２　出願者の資格

出願者は、次の（１）及び（２）に該当する者であること。

（１）次のいずれか一に該当する者

ア　知的障がい者（学校教育法施行令第22条の３）

(ｱ)　知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの

(ｲ)　知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの

イ　肢体不自由者（学校教育法施行令第22条の３）

(ｱ)　肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの

(ｲ)　肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの

ウ　病弱者（学校教育法施行令第22条の３）

(ｱ)　慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの

(ｲ)　身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

（２）次のいずれか一に該当する者

ア　中学校若しくは義務教育学校若しくは特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者

イ　中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和９年３月修了見込みの者（以下、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を総称して「中学校」という。）

ウ　学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

３　出願

（１）入学願書等の提出

ア　出願者は、当校の入学願書に必要事項を記入し、出願前６か月以内に撮影した上半身の写真（縦４㎝・横３㎝）を所定の欄に貼付し、その他当校の校長が定める書類を添えて在学（出身）学校の校長に提出する。なお、他の都道府県の区域に居住する者又は県外の学校に在学している者にあっては、７に定める承認書を入学願書に添付するものとする。

イ　在学（出身）学校の校長は、調査書を作成し、入学願書とともに出願の期間内に当校の校長に提出しなければならない。

調査書は、教育課程の実施状況により、別記第３号様式（調査書A）又は別記第４号様式（調査書B）を選択して使用し、中学校（中学部）生徒指導要録、健康診断票等の資料に基づいて作成する。令和９年３月卒業見込者に関する第３学年（義務教育学校にあっては第９学年）の記録は、令和９年１月29日（金）現在で記入する。

ただし、令和２年度以前に中学校又は特別支援学校の中学部を卒業した者は、調査書にかえ、卒業を証明するに足る書類とすることができる。

ウ　入学選考上、必要な場合はその他の書類の提出を求めることがある。

エ　願書の「保護者」の欄については、成人が出願する場合は記入を要しない。

（２）出願の期間

令和９年２月３日（水）から２月５日（金）までとする。受付は、毎日午前９時から午後４時までとする。

（３）出願場所
岐阜県立恵那特別支援学校　　〒509-7403　　恵那市岩村町133-3

（４）出願先学校の変更
ア　出願先学校を変更しようとする者は、１回に限り変更することができる。
イ　変更期間は、令和９年２月８日（月）の１日とし、受付は、午前９時から午後４時時までとする。
ウ　出願先学校の変更手続きは、次のとおりとする。
(ｱ)　出願先学校を変更しようとする者は、在学（出身）学校の校長に申し出ること。
(ｲ)　在学（出身）学校の校長は、出願取下願（別記第５号様式）を当校へ提出し、出願先学校の変更を申し出た者の提出済みの入学願書、調査書等の書類の返付を当校の校長に求めること。
(ｳ)　在学（出身）学校の校長は、当校の校長から返付された入学願書、調査書等の書類を、変更後の出願先学校の入学願書、調査書等の書類に添付して、変更後の出願先学校の校長に提出すること。

４　検査等の実施
（１）検査等の日時と場所
令和９年２月10日（水）　午前９時から岐阜県立恵那特別支援学校で行う。

（２）日程

8:45～ 9:00	受　　付		
9:00～ 9:10	全体会会場にて日程説明等事務連絡		
9:40～10:10	検査Ａ（国　語）	検査Ｂ（国　語）	9:40～10:30 検　査　Ｃ
10:25～10:55	検査Ａ（数　学）	検査Ｂ（数　学）	保護者同伴 面接
11:10～	生徒個別面接	生徒個別面接	

※病弱者・肢体不自由者で高等学校に準ずる教育課程を希望する者は学力検査Ａを、知的障がいの教育課程を希望する者は、その様子に応じて学力検査Ｂ又はＣを受検する。

※学力検査Ａの出題範囲は中学校３年程度までとする。学力検査Ｂの出題範囲は、中学校入学以前の内容を中心とした中学校３年程度までとする。学力検査Ｃの出題範囲は、小学校入学以前とする。

（３）検査当日の持ち物
受検票、筆記具（鉛筆、消しゴム）、上靴
※筆記用具は、無地のもの。消しゴムのカバーは外す。

（４）留意点
受検生は、保護者同伴で出席すること。

５　入学者の選考方法
提出された書類及び実施した検査等の結果に基づいて、総合的に入学者の選考を行う。

６　合格者の発表と入学予定者説明会
令和９年２月18日（木）午前９時に、合格者の受検番号を掲示する。また、在学（出身）学校長に合否の結果を通知する。
なお、合格者は、入学予定者説明会を同日午前９時30分から行うので、受検票を持参の上、保護者同伴で出席すること。

７　県外からの出願
他の都道府県の区域に居住する者又は県外の学校に在学している者が当校の高等部へ出願しようとするときは、あらかじめ「岐阜県立特別支援学校出願承認願」（別記第１号様式）を当校の校長に提出し、その承認書（別記第２号様式）を入学願書に添えなければならない。

８　特別な事由による検査等

出願者のうち、検査等の期日に受検できなかった場合は、令和９年３月26日（金）までに、検査を行うことができる。実施方法及び期日については、教育委員会と協議の上、当校の校長が定める。

９　入学者選考に係る情報の提供

当校高等部全日制の課程の入学者選考の資料である調査書及び学力検査等の得点については、受検者本人から本人の調査書又は学力検査得点の情報の提供の請求があった場合には、次により、即日情報の提供を行う。

また、検査終了後その問題を掲示するなどして公開することとする。

（１）調査書情報の提供

ア　請求ができる者は受検者とし、保護者が立ち合うことができるものとする。
イ　請求者の確認は、受検票の提示を受けて行う。
ウ　請求場所は、当校とする。
エ　請求ができる期間は、令和９年４月１日から１年間とする。
オ　情報提供は、閲覧又は写しの交付により行う。ただし、当該写しの交付に要する費用は本人が負担するものとする。

（２）学力検査得点情報の提供

ア　請求ができる者は受検者とし、保護者が立ち合うことができるものとする。
イ　請求者の確認は、受検票の提示を受けて行う。
ウ　請求場所は、当校とする。
エ　請求ができる期間は、合否発表の翌日から１か月間とする。
オ　情報提供は、学力検査の教科別得点とし、検査結果一覧表等を用いて即時に閲覧させることにより行う。提供の方法は閲覧のみとし、写しの交付は行わない。

１０　その他

（１）入学希望者は、事前に当校の教育相談を受けていること。
（２）検査当日、欠席や遅刻をするときは、受付開始時刻（午前８時45分）までに、当校まで電話により連絡すること。

担当者	岐阜県立恵那特別支援学校 恵那市岩村町133-3 ＴＥＬ（0573)43-4857 ＦＡＸ（0573)43-4858 高等部部主事　小木曽斉昭 部教務　小島　良太